

政策 1 命を守る安全な地域づくり（新たなリスクへの備えの強化）

1 - 1 危機管理体制の強化

(1) 危機事案対応能力の強化

①県・市町の危機事案対応能力の強化 / ②警察・消防・自衛隊、ライフライン事業者等との連携強化 / ③被災後の県民生活の支援 / ④災害時における医療体制の整備 / ⑤避難行動に配慮が必要な方への支援

(2) 地域防災力の強化

①消防保安体制の整備 / ②自主防災組織の強化 / ③家庭内防災対策の強化 / ④防災を担う人材の育成 / ⑤防災意識の啓発・教育

1 - 2 防疫対策の強化(新しい感染症や再流行の感染症等)

(1) あらゆる感染症への対応力の強化

①感染症拡大に対する危機管理体制の強化 / ②新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の強化 / ③感染症拡大防止と社会経済活動との両立の推進 / ④パンデミックの恐れのある新しい感染症や再流行の感染症への備え / ⑤既知の感染症への対応 / ⑥ワクチン・治療薬等の国内開発の促進

(2) 家畜伝染病への対応

①豚熱等の発生・拡大防止に向けた対策強化 / ②高病原性鳥インフルエンザ等の発生・拡大防止に向けた対策強化

1 - 3 防災・減災対策の強化

(1) 地震・津波・火山災害対策

①防災・減災と地域成長を両立する“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の推進 / ②住宅・建築物の耐震化の促進 / ③地震災害に強い基盤整備 / ④津波避難体制の整備 / ⑤津波を防ぐ施設の整備 / ⑥火山災害対策の推進

(2) 風水害・土砂災害対策

①風水害を防ぐ施設の整備 / ②土砂災害を防ぐ施設の整備 / ③風水害・土砂災害からの避難体制の整備 / ④土砂埋立て等の適正化の推進

(3) 原子力発電所の安全対策

①原子力発電所の安全対策の推進 / ②原子力防災体制の整備

(4) 国民保護・様々な危機への対応

①国民保護対策の推進 / ②様々な危機への対応

1 - 4 安全な生活の確保と交通安全の推進

(1) 防犯まちづくりの推進

①自主的防犯活動の促進・支援 / ②子ども・女性・高齢者の犯罪被害防止活動の推進 / ③少年の非行防止と保護対策の推進 / ④犯罪被害者等に対する支援体制の充実

(2) 犯罪対策

①重要犯罪等に対する捜査・取締りの強化 / ②総合的な組織犯罪対策の推進 / ③テロへの的確な対応 / ④警察活動基盤の強化

(3) 交通事故防止対策

①交通安全意識の啓発 / ②交通事故を防ぐ環境の整備 / ③悪質・危険運転者対策

(4) 安全な消費生活の推進

①自ら学び自立し行動する消費者の育成 / ②消費者被害の防止と救済 / ③商品・サービスの安全の確保と消費者取引の適正化 / ④食の安全の確保

(5) 健康危機対策

①医薬品等の安全確保 / ②若者への薬物乱用防止対策の推進 / ③生活衛生の推進

1 - 1 危機管理体制の強化



新型コロナ危機は、「防衛」「防災」とともに、「防疫」が国家の安全保障に関わる問題であることを明らかにしました。国民・県民の生命・健康・財産を守る危機管理体制の強化が不可欠です。

大規模地震や激甚化する自然災害など、様々な危機事案に的確に対応するためには、県と市町の危機管理体制の強化に加え、警察や消防、自衛隊、医療機関、教育機関、民間企業、地域住民などとの連携・協働を一層推進することが重要です。

このため、県と市町の体制の充実、多様な主体との連携の推進、国の防災情報ネットワークシステム（S I P 4 D）など最先端技術の活用による情報収集や情報共有により、発災初動から被災者の生活再建までの一連の災害対応体制の確保を図るとともに、住民の早期避難意識の向上や自主防災組織の活性化など、自助・共助による地域防災力の強化を図ります。

❖ 現状と課題

- 大規模災害時には、市町や国、防災関係機関等との情報の共有や対策の連携が必要です。このため、日頃より密に連携する市町、警察・消防・自衛隊・海上保安部はもとより、電力・ガスなどの指定公共機関や各業種組合など、災害時の応援協定を締結する機関との顔の見える関係の深化を進め、災害支援の円滑化と県民の安心につながるよう努めることが重要です。
- 各地域の多様な自然条件や地理的条件、生活環境、防災対策上の課題に応じた、地域防災力の強化が求められています。
- 災害の犠牲者を減らすためには、自助・共助の取組が重要です。
- 新しい感染症や感染症の再流行への対応など防疫体制の強化が必要です。

❖ 目 標

- 様々な危機事案に迅速・的確に対応できるよう、県の危機管理体制を一層充実させます。
- 県民一人ひとりの個別避難計画の策定を支援するとともに、地域の防災訓練における同計画の活用を促進することで、県民の早期避難意識の向上を図るほか、自主防災組織や消防団との連携、防災士等の人材育成などを推進し、地域防災力を強化します。
- 発災時に、被災者が1日でも早く普段の生活を取り戻すことができるよう、支援金支給、住宅確保、金融支援、相談窓口設置など生活再建の強化を図ります。

❖ 成果指標

成果指標	現状値	目標値
国、県、応援部隊等が参画した実践的な災害対策本部運営訓練を実施した市町数	(2019年度) 6市町	毎年度 8市町
被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの整備が完了した市町数	(2020年度) 25市町	35市町
自主防災組織による防災訓練・防災研修実施率	(2018年度) 89.1% ※	毎年度 100%

※自主防災組織における地域防災訓練の実施率（自主防災組織実態調査）

1-1 危機管理体制の強化

(1) 危機事案対応能力の強化

活動指標	現状値	目標値
市町、国、応援部隊等と連携し、国の防災情報ネットワークシステム（SIP4D）を活用した防災訓練の実施回数	(2020年度) —	毎年度 1回
住家被害認定調査研修受講者数	(2018～2020年度) 累計 280人	(2022～2025年度) 累計 1,500人
被災建築物応急危険度判定コーディネーター研修の受講者数	(2016～2019年度) 220人	(2022～2025年度) 累計 220人
静岡DMAT関連研修実施回数	(2019年度) 2回	毎年度 3回
優先度が高い要配慮者の個別避難計画の作成が完了した市町数	(2020年度) 15市町	35市町

① 県・市町の危機事案対応能力の強化

(危機管理部 危機政策課、危機対策課)

- 災害対策本部体制の強化を図るため、市町や警察・消防・自衛隊、ライフライン関係機関、医療機関等と連携し、毎年度、総合防災訓練を実施するとともに、訓練を通じた検証や実災害の教訓などを踏まえ、災害対策本部の組織・機能を適宜見直します。
- 災害発生時に、機動的に応急対応が実施できるよう、総合防災訓練のほか、新年度体制下における初動体制を確認する全職員参集訓練、県・市町の災害対策本部の運営体制等を確認する大規模図上訓練など、様々な防災訓練を実施します。
- 国や市町との応急対策の連携強化を図るため、毎年度、被災情報等の同時共有ができる国の防災情報ネットワーク（SIP4D）を活用し防災訓練を実施します。
- 大規模災害時に、迅速な応急対応ができるよう、被災状況に応じ、ドローンによる被災地の調査結果を反映した内閣府災害時情報集約支援チーム（ISUT）の地図情報など最新技術を活用します。
- 大規模災害発生時の応急対応や南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応を的確に実施できるよう、静岡県地域防災計画、静岡県国民保護計画、静岡県業務継続計画（BCP）に加えて、各種マニュアルを適宜見直します。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の教訓を踏まえ、様々な危機事案に的確に対応するための体制整備を推進します。

② 警察・消防・自衛隊、ライフライン事業者等との連携強化

(危機管理部 危機政策課、危機対策課)

- 発災時に、救出・救助を円滑に遂行できるよう、警察・消防・自衛隊・ライフライン事業者・医療関係機関等と連携した実践的な訓練のほか、毎年度、「指揮官会議」を実施することで、関係機関との連携強化を図ります。
- 発災時に、ライフラインに関する適切な情報発信と迅速な施設復旧ができるよう、毎年度、県と関係事業者で構成された「ライフライン防災連絡会」により、研修会や防災訓練等を実施します。
- 台風等の際、風倒木による停電を最小限に抑えるため、毎年度、4地域局で、県・市町・電気事業者等を構成員とする「予防伐採推進連絡会」による協議をし、電線沿いの樹木（支障木）の予防伐採を進めます。
- 大規模災害時における本県の受入体制に万全を期すため、防災訓練における検証のほか、実災害の教訓や新たな知見を踏まえ、適宜、「県広域受授計画」の見直しを行い、実効性を確保します。
- 大規模災害時に、防災協定に基づき、協定締結先事業者等が迅速かつ的確に活動をし、協定の効果が確実に発揮されるよう、防災訓練や研修等を通じて、事業者等との連携を強化するなど、環境整備を図ります。

③ 被災後の県民生活の支援

(危機管理部 危機政策課、危機対策課 / 暮らし・環境部 住まいづくり課、公営住宅課、建築安全推進課 / 経済産業部 総務課)

- 発災時に、市町が被災者の生活再建に重要な住家被害認定調査等の業務を円滑に実施できるよう、県が、毎年度、全市町を対象に、リーダーを養成する住家被害認定調査研修を実施するとともに、市町における同研修の実施を促します。
- 災害関連死を防止する観点から、避難所の生活環境の改善を図るため、市町が実施する資機材の整備を進めるとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い避難所の受入人数が減少することなどを踏まえ、地域の公民館を「防災コミュニティセンター」として整備し、新たに避難所として位置付ける取組を支援します。
- 帰宅困難者の一斉移動による混乱を回避しつつ、帰宅困難者の安全を確保するため、企業等に従業員等が安全に待機できる環境を整えるよう働き掛けるほか、宿泊・滞在施設や県有施設等での受入について検討するなど、帰宅困難者対策を推進します。
- 災害時の応急住宅の円滑な供給を図るため、市町と関係団体との調整会議などを開催し、連携体制の強化に取り組むほか、建設型応急住宅の仕様統一や市町への用地確保に向けた支援、賃貸型応急住宅供与への協力事業者の確保などの事前準備を進めます。
- 被災建築物応急危険度判定の迅速な実施のため、協議会により協働して実施体制強化に取り組みます。
- 被災者生活の迅速な生活再建を促進するため、住家被害に対する支援金の支給など、市町と連携して被災者の支援に取り組めます。
- 緊急物資を避難所まで確実に届けるため、緊急物資の受入について訓練などによる検証を行い、物資の調達、荷さばき・輸送に不可欠な民間事業者との連携を強化します。

④ 災害時における医療体制の整備

(健康福祉部 地域医療課)

- 大規模災害から地域住民の生命や健康を守るため、静岡県医療救護計画に基づき、災害時における医療体制の充実を図ります。
- 被災後、早期に診療機能を回復し、医療救護活動を円滑に行う体制を整えるため、災害拠点病院及び救護病院への事業継続計画（BCP）の整備を促進します。
- 災害時の医療確保のため、医療機関との調整を行う災害時小児周産期エゾンの養成のほか、救護活動を担うDMATやJMAT、精神科医療を提供するDPAT等の医療チーム、医療資源需給調整を行う災害医療コーディネーター、医薬品等や薬剤師の確保・調整を行う災害薬事コーディネーターの連携体制の強化を推進します。
- 原子力災害医療体制を強化するため、国の原子力災害対策指針に基づき、PAZ圏内の住民を対象とした安定ヨウ素剤の事前配布や、UPZ圏内での備蓄を実施します。

⑤ 避難行動に配慮が必要な方への支援

(健康福祉部 企画政策課)

- 災害発生時に要配慮者が安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所の指定や一般避難所における要配慮者スペースの確保、民間宿泊施設の福祉避難所としての活用を促進します。
- **個別避難計画の策定率を向上**させるため、特に優先すべき要配慮者から作成するなど市町における効率的な計画策定の取組を支援します。
- 個別避難計画の実効性を向上させるため、福祉専門職と自主防災組織等の連携による「災害時ケアプラン」の作成を促進します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
個別避難計画策定促進	策定支援 (モデル事業推進) 策定市町 23市町	個別避難計画策定促進やケアプラン策定事例の横展開等 27市町		
		27市町	31市町	35市町

1-1 危機管理体制の強化

(2) 地域防災力の強化

活動指標	現状値	目標値
消防団協力事業所表示制度に基づく協力事業所数	(2017～2020年度) 累計 333事業所	(2022～2025年度) 累計 350事業所
自主防災組織における避難所運営訓練実施率	(2020年度) 42%	100%
防災に関する知事認証取得者数	(2017～2020年度) 累計 20,520人	(2022～2025年度) 累計 30,000人
地域の防災人材を活用して防災力向上に取り組む自主防災組織の割合	(2020年度) —	100%
県総合防災アプリ「静岡県防災」を活用して訓練を実施した自主防災組織の割合	(2020年度) —	100%
地域防災力強化人材育成研修修了者数	(2017～2020年度) 累計 24,230人	(2022～2025年度) 累計 30,000人
次代の地域防災を担うジュニア防災士の養成数	(2020年度) 11,048人	毎年度 30,000人
自主防災組織の運営に女性の意見が反映されている自主防災組織の割合	(2020年度) —	100%
地震防災センター利用者数	(2020年度) 32,520人	毎年度 60,000人

① 消防保安体制の整備

(危機管理部 消防保安課)

- 消防本部機能や通信指令業務の集約化を図り、消防救急の現場の要員等を持続的に確保できるよう、引き続き、常備消防機関の広域化や消防業務の連携促進の取組を支援します。
- 地域防災の要となる消防団員の確保を図るため、消防団協力事業所表示制度に基づき協力事業所の確保を進めるほか、女性や学生等多様な人材の入団を促します。
- 消防防災航空体制の強化のため、機体性能を向上させた消防防災ヘリコプターを、2人操縦士体制等をはじめ「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」を遵守し、安全性を確保しながら、適切に運航します。
- 消防職員・団員の災害対応能力の向上を図るとともに消防職員・団員の命を守るため、濃煙熱気実火災訓練装置など実践的な訓練施設の活用のほか、教育環境の整備を図るなどし、**県消防学校の教育の充実**を図ります。
- 消防機関による救急体制の確保と円滑な運用を図るため、関係機関と連携して住民からの救急相談に応じる救急安心センター事業（#7119）の導入を目指し、救急車の適正利用を推進します。
- 出火件数を減少させるため、消防本部、民間防火組織等と連携して、住宅用火災警報器の全戸設置を促進するとともに、県民の防火意識の向上を図ります。
- 産業保安体制の強化を図るため、市町や関係団体と連携し、高圧ガス・火薬類・危険物・石油コンビナート等の監視指導や講習会、訓練等を実施します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
消防学校の実践的研修	濃煙熱気実火災訓練講習			
実施回数	16回	16回	20回	20回

② 自主防災組織の強化

(危機管理部 危機情報課)

- 地域防災の要となる自主防災組織の活性化を図るため、総合防災アプリ「静岡県防災」に搭載した調査機能を活用し、各自主防災組織の実態について調査・分析する「地域防災力見える化システム」の分析結果を踏まえて、これまでに養成した防災人材とのマッチングを図るなど、自主防災組織の災害対応力向上に繋がります。
- 災害発生時に、自主防災組織が迅速に地域で活動できるよう、「自主防災組織活動マニュアル」を適宜見直すとともに、市町が行う自主防災組織の救出・救助用資機材の整備等を支援します。
- 災害発生時に、**自主防災組織が主体的に避難所を運営**できるよう、「避難所運営マニュアル」を適宜見直すとともに、市町と連携して避難所運営訓練の実施を促進します。
- 高齢者などの要配慮者の視点を考慮した避難所運営ができるよう、出前講座や研修、県ホームページ等を通じ、自主防災組織の意識啓発を図ります。
- 自主防災組織の運営に女性の意見が反映されるよう、自主防災組織における女性参画の実態を把握し、役員への女性の登用や避難所運営における性別にとられない役割分担などを働きかけます。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
自主防災組織の主体的な避難所運営	避難所運営訓練の実施促進			
訓練実施率	65%	77%	88%	100%

③ 家庭内防災対策の強化

(危機管理部 危機情報課)

- **家庭内防災対策を推進**するため、地震防災センター、ショッピングセンターなどへの出張展示及び市町の各種イベントにおいて、映像の上映・啓発チラシ配布など様々な方法で、住宅の耐震化や家具固定、水・食料・携帯トイレの備蓄などの重要性を訴えるなど粘り強く啓発を継続的にを行います。
- 効率的に水・食料を備蓄できるよう、日常使う食材や非常用の食料品を消費しながら備蓄していくローリングストック方式などを県ホームページなどによって啓発します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
家庭内防災対策の推進	住宅の耐震化や家具固定、水・食料・携帯トイレの備蓄などの促進			
家具類を固定している県民の割合	77.2%	84.8%	92.4%	100%
ローリングストック方式の紹介、多様な避難の紹介など				
水を7日以上備蓄している県民の割合	60.2%	73.5%	86.7%	100%
食料を7日以上備蓄している県民の割合	76%	84%	92%	100%

④ 防災を担う人材の育成

(危機管理部 危機情報課)

- 次世代の地域防災を担う人材の育成を推進するため、毎年度、県内の中学生を主な対象とした「ふじのくにジュニア防災士」養成講座を実施するとともに、その後も防災に興味を持ち、ふじのくに防災士など地域の防災人材として活躍できるよう取り組んでいきます。
- 地域防災力の向上を図るため、毎年度、ふじのくに防災士養成講座のほか、各種の防災研修を実施するとともに、養成した人材が地域で活躍できるよう自主防災組織とのマッチングを図ります。また、災害時に活躍できる資格や技能を持った方が地域で活躍できるよう自主防災組織に人材台帳の整備を働きかけていきます。
- 防災の基礎知識を学ぶ講座のほか、D I GやH U G、風水害対応イメージ T E N等の演習を導入するなど、より実践的な研修とし、人材の確保を図っていきます。
- 研修の実施に当たっては、オンラインの活用により、講座会場から離れた地域の居住者も参加できるようにし、参加者を増やしていきます。

⑤ 防災意識の啓発・教育

(危機管理部 危機情報課)

- 県民の防災意識の向上を図るため、地震防災センターにおいて、地震・津波はもとより、近年、激甚化・頻発化する風水害や火山災害の展示や、アドバイザーによる防災講話を実施します。
- すべての住民に緊急防災情報が確実に届くよう、総合防災アプリ「静岡県防災」の活用を促進するとともに、市町が取り組む防災ラジオ等の配布を促進するなど情報発信の強化を図ります。
- 地震防災センターから離れた地域の居住者にも防災意識の啓発を図るため、当センター内の主要な展示情報を集約した大型ボードパネルによる出張防災展示（アウトリーチ）を実施します。
- 体験を通じた防災意識を高めるため、地震防災センターや地域局が、県民向けの出前講座を開催し、依頼者の要望に応じ、防災講話はもとより、D I GやH U G、風水害対応イメージT E N等の演習等を実施します。
- 多様な避難について啓発を図るなどして、県民の防災意識を高め、災害発生時に適切な行動ができるよう、県民一人ひとりの個別計画である「わたしの避難計画」の普及を図るとともに、県民の避難計画の策定を支援します。

1 - 2 防疫対策の強化(新しい感染症や再流行の感染症等)



新型コロナ危機により、「防疫」が「防衛」「防災」とともに「国防」の柱になることが明らかになりました。ワクチン接種や検査体制の強化、医療体制の確保等により、一日も早く感染拡大を収束させるとともに、今回の課題や教訓を踏まえて、次なる感染症拡大に備えた防疫対策の強化が必要です。

このため、新型コロナウイルス感染症への対応とともに、ワクチン・治療薬等の国内開発の促進や、新興感染症等へ対応する拠点の設置など、あらゆる感染症への対応力を強化するとともに、豚熱や鳥インフルエンザなど家畜伝染病への対応を図ります。

◆ 現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は、2021年2月より順次進められており、ワクチン接種の推進により重症化予防・発症予防が期待されます。
- 地域内の医療機関の役割分担の明確化や後方支援病院における回復患者の受入促進など、感染状況に応じたコロナ患者受入病床の確保と病床の有効活用が必要です。
- 新しい感染症や再流行の感染症などに対して、県民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小化できるよう、的確に対応できる体制の整備が必要です。
- ワクチン供給や医療資材については輸入への依存度が高く、海外の情勢に左右されるため、国産の治療薬・ワクチン等の開発や国内生産体制の確立は、感染症対策のみならず、国防（安全保障）の観点からも重要です。
- 豚熱（CSF）や高病原性鳥インフルエンザなど、近年、国内で発生している家畜伝染病への備えが必要です。

◆ 目 標

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を早期に収束させます。
- 新しい感染症や再流行の感染症などの拡大に備え、まん延防止のための体制を構築します。
- 農場における家畜伝染病の発生・まん延を防止します。

◆ 成果指標

成果指標	現状値	目標値
主な感染症による死亡者数	(2019年) 351人 (10万人当たり 9.6人)	毎年 300人以下 (10万人当たり 8.6人以下) ※1
新型コロナウイルス感染症による死亡者数（人口10万人当たり）	(2021年) 県内 4.6人 全国 11.8人	毎年 全国平均を下回る
農場における豚熱・高病原性鳥インフルエンザ等の発生件数	(2020年度) 0件	毎年度 0件

※1 目標値を2025年時点の本県の推計人口（国立社会保障・人口問題研究所 平成30年推計）で除した数値

1 - 2 防疫対策の強化(新しい感染症や再流行の感染症等)

(1) あらゆる感染症への対応力の強化

活動指標	現状値	目標値
新型コロナワクチン接種率	(2022年 2回目) 77.60% ※1	毎回 70%以上
インフルエンザ予防接種実施率	(2020年度) 62.7%	毎年度 60%以上
ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度に基づく認証件数	(2021年度) 14,141件 ※2	18,536件 ※3
ふじのくに安全・安心認証制度(宿泊施設)に基づく認証施設の再認証率	— ※4	100%
新しい感染症や再流行への対応訓練実施回数	(2019年度) 2回	毎年度 2回
新規登録結核患者への服薬支援実施率	(2019年度) 98.8%	100%
肝炎ウイルス検査陽性者の受診率	(2019年度) 89.9%	(2024年度) 90%

※1 2022年1月5日時点 ※2 2021年12月20日時点 ※3 2016年度経済センサス
※4 2022年1月末時点 1,818件認証

① 感染症拡大に対する危機管理体制の強化

(危機管理部 危機政策課、危機対策課 / 健康福祉部 企画政策課、感染症対策課、新型コロナ対策企画課、新型コロナ対策推進課)

- 新型インフルエンザ等の感染症が拡大する兆候がある場合等には、危機事案発生時等に適宜開催する危機管理連絡調整会議等の枠組みを通じ、感染症拡大に備えた事前準備の進捗を確認し、庁内各部局との連携を確保しながら、一体となった取組を推進します。さらに、市町や事業者との連携を強化し、発生に備えた準備を進めます。
- 感染症が拡大等し、政府対策本部が設置された場合には、速やかに県対策本部を設置し、必要な措置を講じます。また、必要に応じ、医療専門家会議や感染症対策専門家会議等を開催し、医学・公衆衛生等の専門家の意見を聴き、医療体制に関する調整を行うとともに、適切な感染防止対策を講じます。
- 感染症の流行期には、県民に対し、マスクの着用や手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。また、緊急事態措置や、まん延防止等重点措置の適用などにおいて、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請や施設等の使用制限(休業又は営業時間の短縮)の要請等を行います。
- 感染症の発生時には、発生状況と医療提供体制の状況に基づく県独自の警戒レベルと行動制限の要請など、発生段階に応じて、迅速かつ分かりやすい情報提供を行います。情報提供に当たっては、個人情報の保護と公益性に十分配慮し、テレビ、新聞等マスメディアのほか、ホームページやSNSなど多様な媒体、手段を活用します。
- 県民への広報やイベントにおける感染防止対策の確認、ワクチン接種等について、市町や事業者と連携を強化します。

② 新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の強化

(健康福祉部 新型コロナ対策企画課、新型コロナ対策推進課)

- 感染流行期ごとの課題と対応策を整理・蓄積した上で、変異株の特性に応じた医療提供体制の整備に取り組みます。
- 感染状況に応じた医療提供体制を確保するため、地域の医療機関と連携し病床を確保するとともに、自宅療養者に対する医療体制の整備に取り組みます。また、必要に応じ、宿泊療養施設の確保を図ります。
- 感染拡大時等において、検査が必要な方が速やかに検査を受けられる体制を維持するため、検査機関への検査機器の整備支援、社会福祉施設等への検査キットの配布等を継続します。
- 感染拡大防止に向けた県民への情報提供、啓発に取り組みます。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
新型コロナウイルス感染症への対応	検査体制・医療提供体制の拡充等	知見の収集や、変異株の状況を踏まえ、柔軟に対策を実施		

③ 感染症拡大防止と社会経済活動との両立の推進

(経済産業部 労働雇用政策課、商工振興課、商工金融課 / スポーツ・文化観光部 観光政策課、観光振興課 / 健康福祉部 新型コロナ対策推進課)

- 感染状況等を踏まえつつ、飲食や観光等の消費喚起など、県内の社会経済活動の活性化を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、ワクチン供給に関する国との調整、接種を円滑に行うための市町支援、県民への情報提供、啓発に取り組み、ワクチン接種率の向上を図ります。
- 不特定多数の方々が利用する飲食店、宿泊施設での感染防止対策の徹底と利用者の安全・安心を確保できるよう、「ふじのくに安全・安心認証制度」の普及・活用を図ります。また、認証の品質保持のため、飲食店の見回りや宿泊施設の再認証を実施します。
- 資金繰りや雇用の維持・確保など、県内企業の事業継続への支援に注力するとともに、事業再構築・再生に向けた取組への支援を進めます。

④ パンデミックの恐れのある新しい感染症や再流行の感染症への備え

(健康福祉部 感染症対策課)

- 将来の新興・再興感染症に備え、情報の収集・発信や、医療従事者・福祉施設職員・保健所職員等に対する研修の実施、県内医療機関の感染症に対する機能強化、新興・再興感染症対応訓練等に取り組みます。また、県内の感染症対策の拠点となる「(仮称)ふじのくに感染症管理センター」を設置し、平時から有事を想定した医療機関同士の連携強化や、医師・看護師向け専門研修の実施等、有事の際における対策の実効性の向上を図ります。
- ICTの活用やデジタル化により、保健所の業務効率化を進めるとともに、機能の強化を図ります。また、患者の生活支援や安否確認などを迅速かつ確実に行えるよう、市町との連携を強化します。
- 感染症の急激な拡大時に備え個人防護具を備蓄するとともに、物資の優先調達が可能となるよう製造・供給を担う事業者と協定を締結します。
- 迅速かつ確実なワクチン接種を促進するため、広域接種や市町支援など、有事の際に実効性のあるワクチンの接種体制を構築します。
- 新型インフルエンザの発生に備え、国の方針に基づき必要量を備蓄している抗インフルエンザウイルス薬について、計画的に更新します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
(仮称)ふじのくに感染症管理センターの設置	設置準備	設置完了	平時から有事を想定した医療機関同士の連携強化 医師、看護師向け感染症専門研修の実施	

⑤ 既知の感染症への対応

(健康福祉部 感染症対策課)

- 結核患者の治療完遂のため、高齢者、多剤耐性結核患者、外国人など、治療を脱落しやすい患者に対し、訪問指導等に対する服薬管理(DOTS)の支援など、確実な服薬支援の取組を進めます。
- ウイルス性肝炎から肝硬変やがんになる県民を減らすため、肝炎コーディネーターの養成・活用による肝炎ウイルス検査の受検勧奨と検査陽性者に対する受診勧奨を推進し、ウイルス性肝炎患者を早期に発見し、適切な医療に結びつけます。
- 感染症の発生及びまん延を防止するため、予防接種に関する正しい知識の普及を進め、ワクチン接種率の向上を促します。

⑥ ワクチン・治療薬等の国内開発の促進

(知事戦略局 知事戦略課 / 経済産業部 新産業集積課)

- 国産の治療薬・ワクチン等の開発や国内生産体制の確立、医療機関への十分な供給等について、国や全国知事会と連携して、広くその推進に協力し、県民の安全・安心につなげていきます。
- 地域企業が行う医薬品・医療機器の開発について、産学官連携のもと、初期投資から研究開発、事業化まで一貫して支援する体制を構築します。
- 緊急時に県内の医療現場に医療用ガウン等の医療資材を確実に供給するため、県内企業による生産体制を確保します。

1 - 2 防疫対策の強化(新しい感染症や再流行の感染症等)

(2) 家畜伝染病への対応

活動指標	現状値	目標値
飼養する豚へのワクチン接種率	(2020年度) 100%	毎年度 100%
協定団体と連携した防疫演習の実施回数	(2020年度) 1回	毎年度 1回

① 豚熱等の発生・拡大防止に向けた対策強化

(経済産業部 畜産振興課)

- 豚熱・アフリカ豚熱（豚熱等）の発生を予防するため、農場へのウイルス侵入防止対策指導や飼養豚への確実な豚熱ワクチン接種を推進します。
- 万が一の豚熱の発生に備え、関係機関と連携し、**防疫演習等を通じた防疫体制の改善**に取り組みます。
- 豚熱等の家畜への伝染を防止するため、野生イノシシの捕獲強化等に取り組みます。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
協定団体と連携した防疫演習の実施	協定団体の活動確認・強化 実施回数 1回		協定団体間及び県との連携確認・強化 1回	

② 高病原性鳥インフルエンザ等の発生・拡大防止に向けた対策強化

(経済産業部 畜産振興課)

- 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（高病原性鳥インフルエンザ等）の発生を防止するため、農場へのウイルス侵入防止対策指導に取り組みます。
- 万が一の高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備え、**防疫演習等を通じた防疫体制の改善**に取り組みます。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
協定団体と連携した防疫演習の実施	協定団体の活動確認・強化 実施回数 1回		協定団体間及び県との連携確認・強化 1回	

1 - 3 防災・減災対策の強化



「地震・津波対策アクションプログラム2013」の着実な推進により、「想定される大規模地震・津波による犠牲者」は着実に減少する一方で、2021年7月に熱海市伊豆山で発生した土石流災害では、甚大な被害が発生しました。大規模地震・津波、風水害、土砂災害等の自然災害のほか、テロや大規模事故などの様々な危機から、県民のかけがえのない生命や財産を守るための備えを確実に整備する必要があります。

このため、地震・津波・火山対策に加え、風水害や土砂災害対策を着実に推進し、防災先進県として安全・安心な地域づくりを目指します。また、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の推進や、住宅・建築物の耐震化、防災施設の整備、避難計画の策定など、ハード・ソフト両面からの総合的な対策を進めるとともに、熱海市で発生した土石流による災害を教訓に、既に行われている盛土や今後行われる盛土等に対し、同様の災害が発生しないよう適切な対策を進めます。なお、感染症が拡大する状況にあっても、オンライン活用により市町等と連携するなどし、防災・減災対策の強化を図ります。

❖ 現状と課題

- 「想定される大規模地震・津波による被害者数」の一層の減少に向けた取組を強化する必要があります。
- 自然災害の激甚化が懸念されており、住宅、建築物の耐震化や災害に強い基盤整備が必要です。
- 近年の国際情勢の不安定さを鑑み、テロ等の発生を想定した備えを進めるほか、様々な危機事案に対応できる取組が必要です。
- 熱海市で発生した土石流による災害を教訓に、県内全域において適切な対応をとることが必要です。

❖ 目 標

- ハード・ソフト両面を適切に組み合わせた地震・津波・火山対策や風水害・土砂災害対策を進め、被害を最小限に抑制します。
- 様々な危機事案に対応できるよう、迅速かつ的確に情報収集し、県民に情報提供できる体制を強化します。
- 熱海市の土石流の発生を教訓に、今後同様の災害が発生させない対策を進めます。

❖ 成果指標

成果指標	現状値	目標値
住宅の耐震化率	(2018年度) 89.3%	95%
要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率	(2019年度) 90%	95%
津波避難施設による要避難者カバー率	(2020年度) 97.9%	毎年度 100%
風水害による死者数	(2020年度) 0人	毎年度 0人
土砂災害による死者数	(2021年度) 26人	毎年度 0人
わたしの避難計画普及地区数	(2021年度) 8地区	5,161地区

1-3 防災・減災対策の強化

(1) 地震・津波・火山災害対策

活動指標	現状値	目標値
計画事業が完了したふじのくにフロンティア推進区域の割合	(2020年度まで) 累計 65%	(2022年度まで) 累計 100%
木造住宅の耐震化に対する助成件数	(2020年度) 累計 25,041件	累計 30,000件
耐震化未実施の木造住宅に対する戸別訪問等の実施戸数	(2017～2020年度) 累計 65,983戸	(2022～2025年度) 累計 60,000戸
耐震化未実施の要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対する個別訪問等の各年度の実施率	(2020年度) 100%	毎年度 100%
重要路線等にある橋梁の耐震化率（橋梁数）	(2020年度) 65%(463橋)	83%(585橋)
地震・津波対策アクションプログラムにおける目標を達成したアクションの割合	(2020年度) 48.7%	(2022年度) 100%
津波避難訓練を実施している自主防災組織（沿岸21市町）の割合	(2020年度) —	毎年度 100%
津波避難訓練の住民参加率	(2018年度) 34.6%	毎年度 50%以上
地域の合意形成に基づく津波対策施設（海岸）の整備率（延長）	(2020年度) 71%(207.7km)	77%(224.5km)
地域の合意形成に基づく津波対策施設（河川）の整備率（河川数）	(2020年度) 37%(34河川)	46%(42河川)
静岡モデル防潮堤の整備率（延長）	(2020年度) 49%(33.9km)	69%(47.8km)
富士山ハザードマップ（改訂版）を踏まえた防災訓練や研修に取り組む自主防災組織割合	(2020年度) —	100%

① 防災・減災と地域成長を両立する“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の推進

（知事直轄組織 総合政策課）

- 安全・安心で魅力ある県土の実現のため、高規格幹線道路等の交通インフラを活用し、有事に備えた防災・減災対策の強化と平時における産業振興等の取組を一体的・複合的に推進するとともに、沿岸・都市部と内陸・高台部を結ぶネットワークの整備により、地域が相互に連携・補完し合う圏域の形成を促進し、災害に強い自立分散型の地域づくりに取り組みます。
- 沿岸・都市部においては、津波被害等へのハード・ソフト対策の強化と併せて、災害に強い産業構造への転換や、自然と調和するゆとりある都市環境の形成などを促進し、防災・減災機能と居住環境の向上を図ります。
- 内陸・高台部では、高規格幹線道路のインターチェンジ周辺地域等において、豊かな自然環境を最大限に活用し、新しい産業の創出・集積や自然と共生した新しいライフスタイルの実現が可能な住宅地の整備などを進め、災害に強く、個性と魅力を備えた新しい地域づくりを進めます。
- 陸・海・空の交通ネットワークを活用し、有事の際には物資供給拠点となる物流関連企業の集積を促進します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
ふじのくにフロンティア推進区域の事業推進	推進区域における 計画事業の推進 計画事業の完了割合 累計 100%	推進区域で継続して実施する事業に対する財政・金融支援、 プロジェクトチームによる課題解決		

② 住宅・建築物の耐震化の促進

(くらし・環境部 建築安全推進課)

- 木造住宅の耐震化を促進するため、市町と連携した周知、啓発活動等により、**専門家による無料耐震診断や耐震改修などのプロジェクト「TOUKAI-0」を推進**し、プロジェクトの総仕上げを図ります。
- 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化を促進するため、所有者等に対して引き続き個別訪問等を行い、手厚い支援制度を説明しながら耐震化へ誘導します。
- 地震後も生活の継続を可能とする住宅の耐震化を促進するため、高い耐震性を確保する改修への助成額を増額するとともに、避難生活のイメージを示しながら耐震化の必要性を周知します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
木造住宅の耐震診断や耐震改修等に対する支援	専門家による無料診断			
	耐震改修等への補助			
	耐震化以外の命を守る対策への支援			

③ 地震災害に強い基盤整備

(交通基盤部 道路整備課、道路保全課)

- 大規模災害時において、救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うため、**地震災害に強い基盤整備**を推進します。
- 高度経済成長期に集中的に整備された社会インフラの急速な老朽化に備えるため、予防保全管理型のインフラメンテナンス等による長寿命化を推進します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
地震災害に強い基盤整備	橋梁の耐震化の実施			
	耐震化率 77%	80%	81%	83%

④ 津波避難体制の整備

(危機管理部 危機情報課)

- 津波による被害を軽減できるよう、適切な避難行動を促すため、市町が実施する津波避難タワーや命山等の津波避難施設の着実な整備を支援するとともに、毎年度、沿岸全市町で、地域における津波避難訓練の実施を促進します。
- 住民の早期避難意識の向上を図るため、災害リスクや地域特性に応じた住民一人ひとりの個別避難計画である「わたしの避難計画」の普及を促進します。

⑤ 津波を防ぐ施設の整備

(交通基盤部 河川企画課、港湾整備課、漁港整備課 / 経済産業部 森林保全課)

- 津波による被害を軽減するため、レベル1津波に対し防護が必要な河川・海岸において、地域の合意形成に基づく高さを満たす**津波対策施設（堤防や水門）を整備**します。
- 津波の到着時間が短く、沿岸地域に多くの人口や資産が集中している本県の特徴を踏まえ、防災林や砂丘の高上げ・補強等を行う**「静岡モデル防潮堤」を、沿岸市町とともに整備**します。
- 中東遠地域の各市が実施する「静岡モデル」の防潮堤の高上げと連携し、「**ふじのくに森の防潮堤づくり**」を推進します。
- 浜松市等の整備が完了した防潮堤の防災林の機能を維持・増進するため、適正な管理を行います。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025	
津波対策施設の整備	地域の合意形成に基づく津波対策施設（海岸・河川）の整備				
	整備率				
	河川	42%	42%	44%	46%
	海岸	74%	76%	76%	77%
静岡モデル防潮堤の整備	「静岡モデル防潮堤」の整備				
	整備率	57%	61%	65%	69%
ふじのくに森の防潮堤づくり	中東遠地域における防災林の再整備・機能強化				
	整備延長（累計）	12,200m	13,800m	16,000m	17,500m

⑥ 火山災害対策の推進

(危機管理部 危機情報課)

- 山梨県・神奈川県や周辺市町村、関係機関で構成する「富士山火山防災対策協議会」において、広域避難の実効性の向上など火山防災対策の推進を図ります。
- 富士山火山災害時に、住民が的確に避難できるよう、「**富士山ハザードマップ**」（改訂版）の**理解促進**を図るとともに、市町における避訓訓練の実施を促します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
「富士山ハザードマップ」の理解促進と適切な避難の周知	市町の富士山火山防災訓練の実施促進			
	実施促進市町数	-	10市町	10市町

1-3 防災・減災対策の強化

(2) 風水害・土砂災害対策

活動指標	現状値	目標値
河川整備計画に位置付けた主要箇所整備延長	(2020年度) 48.5km	63.6km
侵食が著しい海岸における防護に必要な浜幅を確保している割合	(2020年度) 100%	100%
防災重点農業用ため池の整備数	(2020年度) 累計 216箇所	累計 346箇所
土砂災害防止施設整備箇所数	(2020年度) 累計 1,887箇所	累計 1,979箇所
山地災害危険地区の整備地区数	(2020年度まで) 累計 4,103地区	累計 4,143地区
市町の防災体制強化に関する講習会等の実施市町数	(2020年度) 35市町	毎年度 35市町
風水害・土砂災害避難等対処訓練実施市町数	(2020年度) 風水害 34市町 土砂災害 24市町	毎年度 35市町
盛土造成行為が適正に行われている箇所の割合	(2021年度) 88.3%	毎年度 100%

① 風水害を防ぐ施設の整備

(交通基盤部 河川海岸整備課、道路保全課 / 経済産業部 農地保全課、森林整備課、森林保全課)

- 気候変動による水災害リスクの増大に対し、「流域治水」の考え方にに基づき、流域のあらゆる関係者が協働しハード・ソフトを組み合わせ総合的な治水対策に取り組みます。
- 一定規模の降雨により発生する洪水に対する浸水被害軽減のため、河川改修や河川管理施設の整備など**事前防災対策を推進**します。
- 高潮・波浪等に起因する浸水被害軽減のため、養浜等による海岸侵食対策を推進します。
- 大雨、強風等による通行規制、土砂崩れ等による地域の孤立を防ぐため、道路防災対策を推進します。
- ため池の決壊による周辺地域への洪水被害を防止するため、防災重点農業用ため池（計450箇所）の2030年度工事完了に向け、**地震・豪雨・劣化対策工事**を集中的に推進します。
- 流域治水対策の一環として、下流域の浸水被害リスクの低減を図るため、農業用ため池の事前放流や田んぼダムにより洪水調節機能を強化する取組を推進します。
- 内水氾濫被害を軽減する排水機場等の管理の省力化や安全度の向上を図るため、長寿命化対策とともに遠隔監視・制御化を図るシステム整備を推進します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
事前防災対策の推進	河道の拡幅、堤防の補強等の実施			
整備延長	55.5Km	58.2km	60.9km	63.6km
防災重点農業用ため池の耐震・豪雨調査、防災工事の実施	防災重点農業用ため池の防災工事			
累計	226箇所	256箇所	296箇所	346箇所

② 土砂災害を防ぐ施設の整備

(交通基盤部 砂防課 / 経済産業部 森林保全課)

- 土砂災害のおそれがある区域に暮らす住民の安全を確保するため、**土砂災害防止施設の整備**を推進します。
- 山地災害に強い森林づくりのため、山地災害防止施設や森林の整備などの治山事業を推進します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
土砂災害防止施設の整備	土石流対策施設、がけ崩れ防止施設、地すべり防止施設の整備			
	箇所数 1,922箇所	1,941箇所	1,960箇所	1,979箇所

③ 風水害・土砂災害からの避難体制の整備

(交通基盤部 河川企画課、土木防災課、砂防課 / 危機管理部 危機対策課 / 経済産業部 森林保全課)

- 県民が風水害や土砂災害を自分事として正しく理解し、円滑な避難活動につながるよう、自治体や関係職員への講習会の実施等により、災害リスクの周知や適切な避難情報の提供を行います。
- 風水害・土砂災害の危険性が高まる際、住民が主体的に避難するよう、毎年度、市町に対し、避難訓練の実施を促すとともに、講習会の実施など訓練内容の充実を図るため、助言や支援を行います。
- 土砂災害のおそれのある範囲の精度向上のため、施設整備や地形改変等にあわせ土砂災害警戒区域の見直しを行います。
- 激甚化・頻発化する風水害・土砂災害に的確に対応するため、市町等と連携し、実践的な図上訓練のほか、気象や防災に関する知識を取得する研修を実施します。
- 住民の早期避難意識の向上を図るため、災害リスクや地域特性に応じた住民一人ひとりの個別避難計画である「わたしの避難計画」や台風等接近時の行動を時系列的に整理したマイタイムラインの普及を促進します。
- 台風等の際、風倒木による停電を最小限に抑えるため、県・市町・電気事業者等を構成員とする「予防伐採のための連絡推進会」による協議をし、電線沿いの樹木（支障木）の予防伐採を進めます。
- 山地災害からの被災を軽減するため、市町や地域住民に対し、山地災害危険地区情報や防災情報を提供します。

④ 土砂埋立て等の適正化の推進

(くらし・環境部 生活環境課、盛土対策課 / 経済産業部 森林計画課、森林保全課 / 交通基盤部 土地対策課)

- 災害の防止や生活環境の保全の上で支障が生ずるおそれのある盛土などについて、法令等の基準に基づき適切に審査・指導・是正措置等を行います。
- 盛土行為の危険箇所について、市町や関係者と連携し、是正指導を行います。
- 県民の健康を保護し、生活環境を保全するため、有害物質で汚染された土壌が埋立て等に使用されることのないようにします。
- 森林の適正な利用のため、無秩序な開発を防ぐ林地開発許可制度や伐採・造林届出制度を適切に運用します。

1-3 防災・減災対策の強化

(3) 原子力発電所の安全対策

活動指標	現状値	目標値
浜岡原子力発電所の津波対策工事等の点検実施回数	(2020年度) 13回	毎年度 12回
原子力防災訓練実施回数	(2020年度) 1回	毎年度 1回

① 原子力発電所の安全対策の推進

(危機管理部 原子力安全対策課)

- 浜岡原子力発電所の安全を確保するため、事業者に対して、地震・津波対策の確実な実施を促し、月1回程度の頻度で津波対策工事の点検を行うなど、安全対策の徹底を求めます。
- 事業者に対して情報公開の徹底を求め、発電所の安全に係る重要な情報については、報道機関公開の下に説明を聴くなど、県民に公開します。
- 原子力電所周辺の環境放射線・放射能の監視を継続して行い、その結果について定期的に評価、分析して、公表します。
- 浜岡原子力発電所の地震・津波対策、過酷事故対策、使用済燃料の保管などの安全性について、毎年度、「静岡県防災・原子力学術会議」を中心に、県として独自に検証します。
- 浜岡原子力発電所の安全対策についての県民の関心を高めるため、県民への情報公開・情報提供を行います。

② 原子力防災体制の整備

(危機管理部 原子力安全対策課)

- 原子力災害対策重点区域11市町の住民が、原子力災害時に安全に避難できるよう、毎年度、原子力防災訓練を通じた検証等を踏まえるなどし、適宜、広域避難計画の見直しを行い、広域避難計画の実効性を向上させます。
- 原子力災害時に、迅速かつ的確な応急措置が実施できるようにするため、国、関係市町、関係機関、事業者と連携し、毎年度、防災資機材の整備を図るなど、ハード・ソフト両面の対応能力を維持、向上させます。

1-3 防災・減災対策の強化

(4) 国民保護・様々な危機への対応

活動指標	現状値	目標値
国民保護の情報伝達定期訓練に参加した市町の割合	(2020年度) 100%	毎年度 100%

① 国民保護対策の推進

(危機管理部 危機政策課)

- 国民保護事案の発生時に、国、市町、関係機関と連携協力し、的確かつ迅速に国民保護措置を実施できるよう、毎年度、定期的に、情報伝達訓練を実施します。
- 国民保護事案について、県民の不安を払しょくできるよう、武力攻撃やテロなどから身を守るための避難行動など、必要な広報等を行っていきます。

② 様々な危機への対応

(危機管理部 危機政策課 / 健康福祉部 感染症対策課、新型コロナ対策企画課、新型コロナ対策推進課 / 経済産業部 畜産振興課)

- 様々な危機に県としての確に対応するため、「ふじのくに危機管理計画」に基づき、危機事案ごとに計画やマニュアルの策定を行うなど、事案に対応した体制を整備します。
- 様々な危機事案に的確に対応するため、適宜適切に、各部局の危機担当監で構成する「危機管理連絡調整会議」により対応するとともに、迅速な情報収集と県民への情報発信を行います。
- 石油コンビナート等特別防災区域における災害の発生や拡大を防止するため、適宜適切に、静岡県石油コンビナート等防災計画を見直すとともに、訓練等を通じ、国や事業者との連携を強化します。
- 大規模事故の対応に万全を期すため、大型船舶事故対応訓練や富士山静岡空港における航空機事故対応訓練等を通じ、関係機関等との連携を強化します。
- 新型コロナウイルス感染症への対応とともに、新興感染症等へ対応する拠点の設置など、あらゆる感染症への対応力を強化します。
- 家畜伝染病の発生とまん延を防止するため、県と関係機関が緊密に連携し、実効性のある防疫体制の構築を図ります。

1 - 4 安全な生活の確保と交通安全の推進



地域社会から犯罪や交通事故、消費者被害、健康被害などをなくし、安全で安心できる暮らしを確保することは、県民共通の願いです。

このため、官民協働による犯罪の起きにくい社会づくりを進めるとともに、様々な犯罪被害の防止に向けて警察力を強化します。また、人命尊重の理念に基づき、交通事故のない社会の実現を目指して、総合的な交通事故防止対策を推進します。

さらに、自立し行動する消費者の育成、商品・サービスや食の安全性の向上、消費者被害の防止と救済にも取り組み、安全な消費生活を推進するとともに、医薬品や生活衛生の安全確保、若者を中心とした薬物乱用の防止などの健康危機対策を推進します。

❖ 現状と課題

- 刑法犯認知件数が減少する一方、子どもや女性への不審者事案や高齢者を中心とした特殊詐欺被害が後を絶たず、地域の防犯力を高める取組が求められています。
- 社会的反響の大きい凶悪事件や特殊詐欺、暴力団などによる組織犯罪に対する県民の不安は大きく、デジタル技術も活用した徹底検挙が強く望まれています。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック等に向けて構築したテロ対策ネットワークを活用し、日々変化するテロ情勢やサイバー攻撃等に対する対策強化が求められています。
- 交通事故件数と死者数は減少傾向にありますが、高齢者が関係する交通事故の割合は増加傾向にあり、飲酒や妨害等の悪質・危険な運転による事故も発生しています。
- 消費者と事業者との間の情報の質や量、交渉力の格差などに起因する消費者被害が依然として多く、成年年齢の引下げによる若年層の消費者トラブルも懸念されており、対策の強化が必要です。
- 食品を原因とする健康被害が年間を通じて発生している状況にあり、食品取扱施設の食中毒防止対策を強化する必要があります。

❖ 目 標

- 県民の安全・安心な生活を守るため、様々な犯罪や交通事故、消費者被害、健康被害を防止、減少させます。

❖ 成果指標

成果指標	現状値	目標値
刑法犯認知件数	(2020年) 15,370件	12,000件以下
交通人身事故の年間発生件数	(2020年) 20,667件	15,000件以下
交通事故の年間死者数	(2020年) 108人 (10万人当たり 2.97人)	80人以下 (10万人当たり 2.28人以下) ※1
消費生活相談における被害額	(2020年度) 329千円	280千円以下
人口10万人当たりの食品を原因とする健康被害者数	(2018～2020年度) 平均 15.1人	毎年度 10人以下

※1 目標値を2025年時点の本県の推計人口（国立社会保障・人口問題研究所 平成30年推計）で除した数値

1-4 安全な生活の確保と交通安全の推進

(1) 防犯まちづくりの推進

活動指標	現状値	目標値
防犯まちづくり講座受講者数	(2020年度) 197人	毎年度 210人
防犯まちづくりニュース発行回数	(2020年度) 24回	毎年度 24回
エスピーくん安心メール等を活用した防犯情報発信回数	(2016～2020年) 平均 3,984回	毎年 4,000回
企業に対するサイバーセキュリティ・カレッジの開催回数	(2016～2020年) 平均 35.8回	毎年 40回
特殊詐欺認知件数	(2018～2020年) 平均 366件	300件以下
S N S に起因する子どもの性被害防止に向けた非行防止教室の開催回数	(2016～2020年) 平均 956回	毎年 1,100回
犯罪被害者支援啓発講演会等開催回数	(2020年度) 5回	毎年度 5回

① 自主的防犯活動の促進・支援

(くらし・環境部 くらし交通安全課 / 警察本部 生活安全企画課、サイバー犯罪対策課)

- 地域の自主的防犯活動を促進するため、防犯まちづくりに関する専門的な知識・技能を習得する講座の開催や、防犯まちづくりニュースの発行等により防犯活動に資する情報の発信を行います。
- 県民一人一人の防犯意識を高めるとともに、地域の自主的な防犯活動を促進するため、防犯講座の開催やデジタル技術を活用した広報・啓発活動を推進します。
- 繁華街や公共交通機関などにおける犯罪を抑止するため、鉄道事業者や防犯ボランティア団体等と連携し、自主防犯意識の向上に向けた活動を支援します。
- 地域の防犯まちづくり活動を活性化させるため、地域での自主的防犯活動の核となる「地域安全推進協議会」などの防犯ボランティア団体への支援を行います。
- 情報共有化や取組の連携を推進するため、市町、地域住民、事業者等の関係機関との防犯ネットワークを整備します。
- 中小企業における情報セキュリティ対策を促進するため、サイバーセキュリティ・カレッジを開催するほか、最新のサイバー空間における脅威情報を迅速に提供するなど、サイバー犯罪被害防止対策を推進します。

② 子ども・女性・高齢者の犯罪被害防止活動の推進

(くらし・環境部 くらし交通安全課 / 警察本部 生活安全企画課、人身安全対策課、サイバー犯罪対策課、地域課)

- 子ども・女性・高齢者の犯罪被害を防止するため、「子ども見守りの日」を設定するなどして、見守り活動を推進するとともに、子どもが自らの身を守る方法を学ぶ「子どもの体験型防犯講座」等の防犯講座の開催及び開催体制の強化を推進します。
- 子どもの安全対策を充実させるため、行政、警察、防犯ボランティア、学校等による子どもの見守り活動を推進するとともに、子どもの体験型防犯講座の実施により、子どもが自らの身を守る能力を育てます。
- ストーカーや配偶者暴力などの人の生命・身体の安全を脅かす事案に対して、関係機関と連携し、被害者などの安全を最優先にした対策を推進します。
- 高齢者などが被害者となる**特殊詐欺の被害を防止**するため、高齢者の家族などを含め、最新手口の迅速な情報発信や、特殊詐欺被害を防止する防犯機能付き電話機の普及等、「しずおか関所作戦」による犯罪被害防止対策を更に推進します。
- インターネット上の違法・有害情報に対処するため、サイバーパトロールを含め、関係機関・団体と連携した各種取組を推進します。
- 住民に身近な犯罪の発生を抑制するため、住民の要望や犯罪発生状況の分析結果に基づき、制服警察官やパトカーによる見せる警戒の実施などの警察活動を推進します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
特殊詐欺の被害防止	特殊詐欺認知件数			
	360件以下	340件以下	320件以下	300件以下

③ 少年の非行防止と保護対策の推進

(警察本部 少年課)

- 学校、保護者、行政、警察、地域住民等が連携して街頭補導活動を推進します。
- 学校と連携し、SNSに起因する性被害を始め、ネットトラブルの現状について、対象少年に応じた非行防止教室を開催し、少年の非行と犯罪被害を防止します。
- 学校、地域、警察、行政等との情報共有を図り、いじめや児童虐待、性犯罪などの被害児童を早期に発見・保護します。
- 非行を犯した少年の立ち直りを支援するため、学校、少年警察ボランティア等と連携した立ち直り支援活動を推進します。

④ 犯罪被害者等に対する支援体制の充実

(くらし・環境部 くらし交通安全課 / 警察本部 警察相談課)

- 性犯罪・性暴力被害の潜在化防止や被害者の心身の健康回復を図るため、犯罪被害者等支援講演会開催など被害者支援の広報啓発活動を推進するとともに、性暴力被害者支援センターSORAにおける支援体制の充実を図ります。
- 犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図るため、静岡県犯罪被害者支援連絡協議会の開催等を通じ、関係機関における相互の連携を強化し、支援施策の充実を進めます。

1-4 安全な生活の確保と交通安全の推進

(2) 犯罪対策

活動指標	現状値	目標値
重要犯罪検挙率	(2020年) 88.1%	毎年 90%
暴力団構成員（組員以上）の検挙割合※（※検挙人数／構成員数）	(2016～2020年) 平均 21.0%	毎年 20%
テロ対策合同訓練回数	—	毎年 全28警察署 1回
女性警察官の割合	(2020年度) 10.7%	12%

① 重要犯罪等に対する捜査・取締りの強化

（警察本部 生活保安課、サイバー犯罪対策課、刑事企画課、捜査第一課、捜査第三課、捜査支援分析課、鑑識課、科学捜査研究所、捜査第四課）

- 初動捜査の徹底などによる重要犯罪の検挙強化、現場検挙の推進による特殊詐欺事件の検挙強化、県民に身近な窃盗事件の早期検挙による被害拡大防止などを推進します。
- プロファイリング、防犯カメラ画像や自動車ナンバー自動読取装置等を活用し、犯罪捜査の効率化・高度化を推進します。
- 関係機関との情報共有を徹底し、悪質商法等の生活経済事犯や不法投棄等の環境事犯の早期検挙を推進します。
- 繁華街の風俗実態を把握し、風俗関係事犯の取締りを強化します。
- 関係機関・団体と連携し、不正アクセスやコンピューターウイルスなどによるサイバー犯罪の取締りを強化します。

② 総合的な組織犯罪対策の推進

（警察本部 組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器国際捜査課）

- 組織犯罪情報の集約と分析による捜査の効率化・高度化を推進し、暴力団や準暴力団など犯罪組織に対する取締りを強化して、組織の弱体化・壊滅に向けた取組を推進します。
- あらゆる法令を駆使し、暴力団構成員等への取締りを徹底した上で、組織の中核である首領・幹部らの検挙を目指します。
- 特殊詐欺の末端被疑者の現場検挙活動を強化し、上位被疑者の検挙や犯行拠点の壊滅に向けた捜査を推進します。
- 覚醒剤や大麻などの薬物犯罪と拳銃などの銃器犯罪に対する取締りを推進します。
- 地下銀行や偽装結婚などの犯罪インフラ事犯と国際犯罪組織に対する取締りを推進します。
- 地域や職域における暴力追放推進協議会等との連携を強化し、社会からの暴力団排除活動を推進します。

③ テロへの的確な対応

(警察本部 公安課、警備課、外事課)

- 官民一体となった横断的なネットワークを強化し、テロを許さない県民機運醸成のための広報啓発活動、各種研修会、合同訓練等を実施します。
- 重要施設等に対するテロの未然防止を図るため、施設管理者等との連携を強化し、テロ情勢に即応した警戒警備を実施するとともに、装備資機材の整備や効果的な運用を推進します。
- サイバー攻撃の対象となり得る重要インフラ事業者などと連携し、対処能力を向上させるとともに、積極的な情報収集・分析、捜査により、サイバー攻撃の実態を解明し、注意喚起等による被害の未然防止に取り組みます。

④ 警察活動基盤の強化

(警察本部 広報課、施設課、情報管理課、警務課、教養課、警察相談課、サイバー犯罪対策課、通信指令課、鑑識課、科学捜査研究所)

- **治安情勢に即応するための組織体制の整備**や警察施設の機能強化を推進します。特に、増加が著しい児童虐待事案を始め、配偶者からの暴力、ストーカー事案等の人身安全関連事案や性犯罪の捜査及び被害者支援等に適切に対応するため、女性警察官の人材育成と採用・登用の拡大を図ります。
- 精強な第一線警察を構築するため、各種事件現場を想定した実戦的訓練、ベテラン警察官を活用した伝承教養などの取組を強化し、若手警察官を早期育成します。
- サイバー捜査に係る専門的捜査員の育成及び警察全体の対処能力の底上げ等による人的基盤の強化を図ります。
- 科学捜査を強化するため、DNA資料をはじめとする現場遺留物などに対する各種鑑定的高度化や各種研究を推進します。
- 治安維持や震災時における災害対策活動の活動基盤である警察署などの警察施設について、静岡県第4次地震被害想定、治安情勢の変化などを踏まえ、計画的な整備を推進するとともに、災害発生時に避難誘導等の初動措置を迅速、的確に行うためのシステムを導入します。
- 変化する治安情勢や新たな生活様式に適応し、警察力を最大限に発揮するため、サテライトオフィスや電子決裁システムの導入、各種情報管理システムの効率的な運用など、デジタル技術を活用した組織体制の整備を図ります。
- 新たな生活様式の中で、県民に必要な安全情報が届けられるよう、様々な媒体を活用した広報活動を推進します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
治安情勢に即応する組織体制の整備	静岡県警察みらい創造計画の推進			
女性警察官の割合	11.2%	11.5%	11.8%	12%

1-4 安全な生活の確保と交通安全の推進

(3) 交通事故防止対策

活動指標	現状値	目標値
高齢者対象の参加体験型交通安全講習会開催回数	(2020年度) 14回	毎年度 18回
交通事故犠牲者のパネル展示会等開催回数	(2020年度) 9回	毎年度 12回
通学路合同点検に基づく交通安全対策実施率（箇所数）	(2020年度) 77.2%(265箇所)	100%(343箇所)
自動車運転者を対象とした交通安全教室の開催回数	(2018～2020年) 平均 1,507回	毎年 1,500回

① 交通安全意識の啓発

(くらし・環境部 くらし交通安全課 / 警察本部 交通企画課、運転免許課)

- 県民の交通安全意識を啓発するため、関係機関と連携し、交通事故の発生状況に応じた交通安全広報や参加体験型交通安全講習会を実施します。
- 高校生等の交通安全教育を推進するため、交通ルールの遵守や交通マナーの実践を促す交通安全教育や交通事故犠牲者のパネル展示会等を実施します。
- 歩行者に対し、道路横断時に自らを守る安全行動「しずおか・安全横断3つの柱」(①手を上げるなどして運転者に横断する意思を伝えること、②安全を確認してから横断を始めること、③横断中も周りに気を付けること)等を促すための交通安全教育や指導啓発を推進します。
- 高齢運転者に対する各種講習や参加・体験・実践型や非接触（オンライン）型の交通安全教育を充実させるとともに、「安全運転サポート車」の普及啓発に努めます。
- 高齢者の免許更新時における講習を充実させるとともに、運転免許に関する相談など、様々な機会を通じて、運転免許証の自主返納の制度やそのメリットが周知されるよう、関係機関・団体と連携の上、取り組みます。
- 関係機関・団体と連携し、実車を用いた参加型の交通安全教室やスケアード・ストレイト教育技法(スタントマンによる交通事故の再現)による交通安全教室などの充実を図るとともに、広報啓発活動や街頭指導を実施します。
- 関係機関と連携し、「反射材用品等」の活用や、「早めのライトオン」を呼び掛けます。

② 交通事故を防ぐ環境の整備

(交通基盤部 道路整備課 / 警察本部 交通指導課、交通規制課)

- 子どもが交通事故に遭わないために、生活道路、通学路、未就学児の移動経路等における交通指導取締りを行うとともに、道路管理者と連携し、「ゾーン30」の整備や道路標識・標示の適切な整備・更新を推進します。
- 視認性向上により事故抑止効果のある信号灯器のLED化を推進します。
- 自転車利用の交通実態を踏まえ、自転車通行環境の整備を推進します。
- 児童・生徒が安全・安心に登下校できるよう、通学路等の合同点検結果に基づく**交通安全対策**を実施します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
交通安全対策	通学路合同点検に基づく交通安全対策の実施			
	実施率	86%	90%	95%

③ 悪質・危険運転者対策

(警察本部 交通企画課、交通指導課、運転者教育課)

- 交通事故の発生実態を緻密に分析し、死亡事故等重大事故に直結する悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。
- 悪質・危険運転者に対する厳正かつ迅速な行政処分の執行と処分者講習の内容充実など、悪質・危険運転者対策を推進します。
- 各種講習において飲酒運転や妨害運転の悪質性・危険性や、これによる交通事故の実態・悲惨さを周知し、この種事案の根絶の機運を醸成します。

1-4 安全な生活の確保と交通安全の推進

(4) 安全な消費生活の推進

活動指標	現状値	目標値
消費者教育出前講座実施回数	(2020年度) 137回	240回
消費生活相談員のスキルアップ研修受講者数	(2020年度) 219人	毎年度 300人
景品表示法適正化調査件数	(2020年度) 204件	毎年度 270件
H A C C P 実施状況監視率	(2020年度) —	毎年度 100%
ちやっぴーの食品安全インフォメーションによる情報発信	(2020年度) 24回	毎年度 24回

① 自ら学び自立し行動する消費者の育成

(くらし・環境部 県民生活課)

- 消費者が安全・安心な消費生活に必要な知識を習得できるよう、**様々なライフステージに対応した消費者教育の場を提供**します。
- 成年年齢の引き下げによる消費者トラブルを防止するため、若年層への消費者教育を強化します。
- 様々な場で多彩な消費者教育が行われるよう、担い手となる人材の養成とレベルアップを図ります。
- 持続可能な地域づくりに向けた消費行動を醸成するため、人・社会・環境への想いを消費で叶える「人が幸せになるエシカル消費」を普及啓発します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
様々な場での消費者教育	消費者教育出前講座の実施			
	実施回数 178回	199回	219回	240回

② 消費者被害の防止と救済

(くらし・環境部 県民生活課)

- 消費生活センターにおける相談窓口の専門人材を充実させるため、消費生活相談員の有資格者数を増やします。
- 高度化・複雑化する消費生活相談に適切に対応できるよう、消費生活相談員に多様な研修の機会を提供し、相談員の資質向上を図ります。
- 消費者がどの地域でも質の高い消費生活相談を受けられるよう、県と市町の相談窓口の連携を強化します。
- 消費者事故、消費者被害等について迅速な情報提供や注意喚起を行い、消費者の安全を確保します。
- 高齢者の消費者被害を防止するため、市町における福祉ネットワークを活用した高齢者の見守り体制の構築を促進します。

③ 商品・サービスの安全の確保と消費者取引の適正化

(くらし・環境部 県民生活課)

- 不当な消費者取引による消費者被害を防止するため、警察、市町等と連携して不当取引が疑われる情報を早期に把握し、法違反行為を行う事業者に対し厳正に処分・指導を行います。
- 不適正な表示による消費者被害を防止するため、景品表示法表示適正化調査を実施するなど、誤認を生じさせる不当表示の監視を強化し、法違反行為を行う事業者に対し厳正に処分・指導を行います。
- 事業者の消費関係法令への理解不足に起因する消費者トラブルを防止するため、事業者に対し遵守すべき取引・表示のルールを啓発します。

④ 食の安全の確保

(健康福祉部 衛生課)

- 食品を原因とする健康被害の発生を防止するため、食品衛生に係る監視指導、抜き取り検査、検査結果に基づく改善指導を実施します。
- 食品取扱施設におけるH A C C Pに沿った衛生管理を推進し、衛生管理の精度向上を図ります。
- 食品の表示の適正化を推進するため、食品表示の自主管理の推進と食品表示に係る監視指導や抜き取り検査を実施します。
- 食に対する県民の信頼度を高めるため、食品の安全性に関する正しい知識の理解普及に取り組みます。

1-4 安全な生活の確保と交通安全の推進

(5) 健康危機対策

活動指標	現状値	目標値
薬事監視で違反を発見した薬局、医薬品製造業等施設数	(2017～2020年度) 平均 19施設	15施設
献血者確保目標人数に対する献血受付者数の割合	(2020年度) 99%	100%
医薬品の適正使用等に関する県民向け出前講座の開催数	(2020年) 34回	34回
薬物乱用防止に関する講習会未開催校数	(2020年度) 21校	0校
レジオネラ症患者の集団発生(2名以上)の原因となった入浴施設数	(2020年度) 0施設	0施設

① 医薬品等の安全確保

(健康福祉部 薬事課)

- **医薬品の安全性を確保し、健康被害の未然防止を図る**ため、医薬品等製造業者、販売業者等への監視指導及び助言のほか、流通している医薬品等の検査を実施します。
- 国内で、一部の製薬企業による不正が判明したため、製薬企業に対する抜き打ち検査を実施する等、監視指導を強化します。
- 医薬品等の不当な広告に対し監視を強化するほか、企業に対する講習会を開催します。
- 毒物劇物の適正な管理を推進し、毒物劇物の漏洩や流出などの事故の未然防止を図るため、毒物劇物取扱者に対する監視指導を行います。
- 将来に向けた安定的な献血者の確保に向け、引き続き、若年層を中心とした啓発活動を実施するほか、献血会場の混雑回避に有効な、献血Web会員サービスへの登録を推進します。
- 医薬品の安全確保に不可欠な正しい知識を普及するため、医薬品の適正使用等に関する県民向けの出前講座を開催します。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
医薬品製造業者等への監視指導	医薬品製造業・毒物劇物取扱者等への監視指導、収去検査の実施			
	違反を発見した医薬品製造業等施設数 18施設	17施設	16施設	15施設

② 若者への薬物乱用防止対策の推進

(健康福祉部 薬事課)

- 薬物乱用防止のため、オンライン等も活用しながら、小・中・高校生を対象とした薬学講座及び大学生等を対象とした薬物乱用防止講習会を開催するほか、未開催校に対して、関係機関と連携し、**講習会開催の働き掛け**を行います。
- 若者を中心に増加傾向にある大麻について、**正しい知識の普及**に取り組めます。
- 危険ドラッグについては、「静岡県薬物の濫用の防止に関する条例」を効果的に運用するとともに、買上検査等により違法薬物の流通排除に努めます。

取組の主な工程表	2022	2023	2024	2025
薬物乱用防止の普及啓発	薬学講座及び薬物乱用防止講習会の開催			
	講習会未開催校 15校	10校	5校	0校

③ 生活衛生の推進

(健康福祉部 衛生課)

- 入浴施設に対し、計画的な監視指導を実施することにより、施設設備の衛生管理や適切な消毒方法の周知、啓発を行います。
- 自主検査等でレジオネラ属菌が検出された入浴施設に対し、施設設備の洗浄と消毒の実施について指導を行います。

